

貸金庫規定(一般型)

1. 格納品の範囲

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
ただし、壊れやすいものは収納できません。
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をお断りすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2. 利用目的の確認

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月31日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

継続後も同様とします。

4. 使用料

(1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率にしたがい3月31日または9月30日(以下「使用料徴収期限」という。)の翌日より6カ月分を前払いするものとし、毎年4月10日および10月10日(休日の場合は翌営業日)に借主が指定した預金口座から、当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しあるいは普通預金の通帳および払戻請求書の提出を省略して払戻しのうえ使用料に充当します。

なお、当初の使用料は、契約時に契約日の属する月を1カ月として、その月から最初に到来する使用料徴収期限までの分を月割計算により支払ってください。

また使用料を現金で支払う場合にも、同じ要領で前払いしてください。

(2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。

変更後の使用料は、変更日以後最初に到来する徴収日の属する使用料徴収期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、使用料支払前のときは解約日の属する月までの使用料を支払ってください。

また、使用料支払済のときは、解約日の属する月の翌月から使用料徴収期限までの使用料を月割計算により返戻します。

5. 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

6. 貸金庫の開閉等

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が、正鍵を使用して行ってください。

(2) 開庫にあたっては、当行所定の「貸金庫開庫票」(または「貸金庫副鍵による開庫依頼書」)に届出の印章により記名押印して提出してください。

なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

(3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

7. 届出事項の変更等

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届けてください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

8. 印章、鍵の喪失等の取扱い

(1) 印章または正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前の取り替え等に要する費用を支払ってください。

なお、当行が貸金庫の変更を求めたときはただちにこれに応じてください。

9. 印鑑照合等

貸金庫開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、使用される鍵については、当行は確認する義務を負いません。

10. 損害の負担等

(1) 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備に故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。

このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。

- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または各納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

貸金庫は、第 12 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行は貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。

この場合、正鍵及び届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ、貸金庫をただちに明け渡してください。

なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができますものとします。

この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行は貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、ただちに第 1 項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前記 A から D に準ずる行為

(4) 前 2 項または前 3 項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。

この場合、第 4 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。

不足額が生じたときはただちに支払ってください。

なお、当行はこの不足額を明け渡し日に第 4 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第 1 項から第 3 項の明け渡しに 3 ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。

これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

13. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

14. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。

このために生じた損害については当行は責任を負いません。

15. 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

16. 保証人

保証人はこの契約から生じるすべての債務についても借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。

この契約が継続された場合も同様とします。

17. 規定の変更等

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上